

文部科学大臣

高 木 義 明 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震被害に係る
緊急要望

平成 23 年 3 月 28 日

岩 手 県 知 事 達 増 拓 也

岩手県教育委員会委員長 八重樫 勝

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により、多くの尊い命が犠牲になっているほか、多くの方々が負傷しております。また、津波による建物の損壊等により甚大な被害が生じるとともに、多くの県民が避難生活を余儀なくされております。

このような極めて過酷な被災状況下において、速やかに幼児児童生徒のための適切な教育環境を確保するため、以下について特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 被災学校に対する支援

(1) スクールカウンセラー及びケアサポート支援員（仮称）について

被災した児童生徒の心を支えるため、スクールカウンセラー派遣事業の実施に係る十分な経費の支援を要望します。また、教員に対しても同様の措置を要望します。

心的外傷後ストレス障害など被災の影響があると思われる児童生徒に対し、心のケアのため、学校における相談業務のほか、家庭及び避難所等の巡回相談にも当たる、「ケアサポート支援員（仮称）」を配置する必要があると考えていることから、その経費に対する支援を要望します。

(2) 教職員の加配について

被災地において、児童生徒の支援及び学校の復興のために必要な教職員の加配措置を要望します。

また、被災者の避難生活等の影響により、被災地側、受入側の各学校における児童生徒数の大幅な変動が予想されることから、教職員の配置基準の弾力的な運用に対する配慮を要望します。

2 避難先における教育の確保

(1) 適切な避難所の確保について

現在、被災者が地域の小中学校及び高等学校の体育館のみならず、各教室に避難している状況にあることから、学校再開に向け、また、被災者の生活改善に向け、関係省庁との緊密な連携のもと、仮避難所の設置や仮住宅への移送等への支援を要望します。

(2) 長期に避難する幼児児童生徒に対する経済的支援について

県内においては、数万人の被災者が長期間に渡り避難生活を余儀なくされる可能性があり、その多くの方々が住居を滅失しております。このため、学用品購入費や通学費など、幼児児童生徒及びその保護者に対して生活資金等の手厚い援助を要望します。

(3) 長期に避難する児童生徒を受け入れる学校に対する支援について

県内において長期に避難している児童生徒が、避難先の学校において十分な教育が受けられるよう、施設・設備の整備、備品購入等に要する経費に対する財政支援を要望します。

3 生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援

被災地では、親を失ったり、生活基盤が失われ日常生活が困難となる児童生徒が見込まれることから、就学援助や奨学金、給食費援助の拡充と教科書及び各学用品の早急な無償給付とともに、各省庁の連携のもと、生活面及び学習面の手厚い支援を要望します。

4 特例的な財政支援

(1) 手厚く迅速な財政支援について

大地震に加え大津波による複合的で過去に例を見ない未曾有の大災害であることに鑑み、災害復旧事業及び災害関連事業等について、激甚災害指定以上に手厚く迅速な特例的財政支援を要望します。

(2) 災害復旧事業関連業務の柔軟な対応について

全容把握が極めて困難な大規模な被災状況に鑑み、広範な災害認定と災害復旧事業申請事務手続きの簡素化及び柔軟な拡充を要望します。

加えて、災害復旧事務手続き等に係る専用相談窓口の設置を要望します。

(3) 教育関係施設の復旧について

被災した公立の教育関係施設（学校、図書館、博物館、自然の家等）の災害復旧工事、改築工事に対する迅速で手厚い財政支援を要望します。

また、復旧の支障となる被災した教育関係施設敷地内のがれき等の災害廃棄物の早期撤去と当該費用の全面的な財政的支援を要望します。

(4) 教職員の住居の確保について

被災地域で多くの教職員が住居を失っており、早急な住居の確保のため、被災地周辺既存住宅の改修費用の財政支援を要望します。

5 被災した児童生徒へのきめ細かな対応（教育の復興に向けた当面の支援策等について）

(1) 財政支援について

ア 被災した高校生が学校教育で負担すべき当面の経費に対する支援について

生活基盤を失った高校生が教育を受けるに当たって、早急に必要とされる教科書、教材、文房具、通学用品、運動着等の学用品及び災害共済金等保険料、給食費等については県で措置せざる得ず、この支援策に対する財政支援を要望します。

イ 被災した小学校・中学校の児童生徒に対する就学援助の実施に伴う財政的な支援について

被災した市町村の児童生徒及び一時的に他市町村に避難している児童生徒に対して、十分な就学援助が実施されるよう、被災市町村、一時避難

受入れ先市町村に対する国庫負担率のかさ上げ、交付税措置等の財政支援を要望します。

ウ 通学手段となるバスの運行委託経費及びバス購入経費等の支援について

被災した児童生徒の多くが住居を滅失し、また、学校施設が大きな被災を受けていることから、学校を再開するに当たっては、当面使用可能な学校に児童生徒の集約化を図っていく必要があります。この場合、避難所から学校までの通学手段を確保する上で、公共交通機関の復旧には相当な期間を要し、代替輸送手段がないことから、就学するために必要となる通学手段確保のための財政的支援を要望します。

エ 被災した高校生を対象とした奨学金制度の拡充について

被災して生活基盤を失った高校生に対し、奨学金を増額し貸し付けるために必要な基金造成に対する財政支援を要望します。

(2) 制度要望について

ア 公立学校の整備及び運営費に対する補助制度の創設について

被災によって親を失った児童生徒については、里親制度、児童養護施設等の受け皿がありますが、教育的観点から「震災孤児」となった児童生徒や、保護者が生活基盤を失い教育を受ける環境が著しく変化した児童生徒が、郷土において安心して教育を受けられるよう、例えば、新たに全寮制の小中高校一貫の公立学校を整備することとした場合には、その整備等に要する経費について、全面的な財政支援制度の創設を要望します。

イ 被災した高校生への新たな補助制度の創設について

高校生については就学援助制度がないことから、被災した高校生を対象として、生活保護制度の生業扶助との調整もありますが、学用品費、修学旅行費、医療費等の就学支援の給付について、新たな補助制度の創設を要望します。

6 災害復興に伴う埋蔵文化財調査等への人的、財政的支援について

被災地の迅速な復興のため、住宅建築及び都市基盤整備に関わり派生する埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣支援を要望します。